

旭川市工場立地法準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域（以下「準工業区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業区域」という。）	100分の 5 以上	100分の10以上
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の定めのない区域（以下「用途地域の定めのない区域」という。）	100分の 5 以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第 4 条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用)

第 5 条 特定工場の敷地が準工業区域、工業区域、用途地域の定めのない区域又はこれらの区域以

外の区域（以下「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業区域、工業区域又は用途地域の定めのない区域のいずれかの区域の敷地割合が最も高いとき（工業区域及び用途地域の定めのない区域の敷地割合が同じときであって、その敷地割合が最も高いときを含む。）にあつては当該敷地割合が最も高い区域に係る第3条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が最も高いときにあつては同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

2 前項の場合において、準工業区域及び工業区域又は用途地域の定めのない区域の敷地割合が同じとき（その他区域の敷地割合が最も高い場合を除く。）は準工業区域に係る第3条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、準工業区域、工業区域又は用途地域の定めのない区域及びその他区域の敷地割合が同じとき（その他区域の敷地割合が最も高い場合に限る。）は同表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

（隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は同日において設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号及び第3号並びに備考第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる法準則の規定中同表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

読み替える法準則の規定	読み替えられる数値	読み替える数値	
		準工業区域	工業区域及び用途地域の定めのない区域
備考第1項第2号及び	0.2	0.1	0.05

第 3 項第 1 号			
備考第 1 項第 3 号及び 第 3 項第 2 号	0. 25	0. 15	0. 1